

平成24年5月9日

特定非営利活動法人日本オンラインドラッグ協会理事長
公益社団法人日本通信販売協会会長
一般社団法人eビジネス推進連合会会長
一般社団法人日本漢方連盟理事長
全国伝統薬連絡協議会会長

後藤 玄利 殿
宮島 和美 殿
三木谷浩史 殿
根本 幸夫 殿
井原 正登 殿

民主党「一般用医薬品の通信販売解禁を推進する議員連盟」

「一般用医薬品の通信販売における安全確保措置を求める」要請書

本年4月26日、東京高裁は、「医薬品ネット販売の権利確認等請求控訴事件」について、控訴人に、第1類及び第2類医薬品につき郵便等販売をすることができる権利（地位）を認める判決を下しました。

本判決において、東京高裁は、薬事法は一律に郵便等販売を禁止することまでを省令に委任してはならず、法の委任の趣旨の範囲を逸脱した規制は違法無効である旨明示しました。

一方で、平成21年6月以降、第1類及び第2類医薬品の通信販売が原則禁止になった結果、自分の希望する一般用医薬品を入手することが困難となり健康維持に重大な影響をきたしているという声は多数届いております。承認を受けた一般用医薬品の通信販売を再開することは、一刻の猶予も許されない問題です。

以上を踏まえ、下記事項を関係者に強く要請します。

記

1. 事業者による安全確保のための措置について

一般用医薬品の通信販売における安全確保方策については、政府のIT戦略本部専門調査会報告書で示された安全方策のルール案をはじめ既に議論の蓄積・提案もある。通信販売を行う業界においては、これらを踏まえ、引き続き必要な情報提供の徹底を行うとともに安全確保に向けた必要な措置を講ずること。

以上